

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

目次	ページ
規 則	
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則..... (自然環境課)	78
○北海道環境影響評価条例施行規則の一部改正..... (環境政策課)	96
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (総務部総務課)	96
○北海道立道民活動センター使用料の徴収事務の委託..... (管財課)	97
○北海道立北方四島交流センターの使用料の徴収事務の委託..... (北方領土対策本部)	97
○一般競争入札の実施..... (情報基盤課)	97
○富良野芦別道立自然公園の公園計画の一部変更..... (自然環境課)	99
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	99
○北海道立オホーツク流水科学センターの使用料の徴収事務の委託..... (文化振興課)	99
○道立病院の使用料及び手数料の徴収及び収納事務の委託..... (道立病院管理室)	99
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (道立病院管理室)	99
○救急病院及び救急診療所の申出撤回..... (地域医療課)	100
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正..... (地域医療課)	100
○保育士の登録等の事務に係る手数料の徴収事務の委託..... (地域福祉課)	100
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (食品衛生課)	101
○北海道立札幌肢体不自由児総合療育センターの使用料及び手数料の収納事務の委託..... (障害者保健福祉課)	101
○北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターの使用料及び手数料の収納事務の委託..... (障害者保健福祉課)	101
○北海道立小児総合保健センターの使用料及び手数料の徴収及び収納事務の委託..... (障害者保健福祉課)	101
○身体障害者福祉法による医師の指定..... (障害者保健福祉課)	101
○身体障害者福祉法による更生医療を担当させる医療機関の指定 (障害者保健福祉課)	102
○北海道立工業技術センターの使用料及び手数料の徴収事務の委託..... (産業振興課)	102
○大規模小売店舗立地法第6条第1項(変更)の届出..... (産業産業課)	102
○大規模小売店舗立地法第8条第7項(変更)の届出..... (産業産業課)	103
○肥料の登録..... (道産食品安全室)	103

○一般競争入札の資格に関する公示..... (農政課)	103
○一般競争入札の実施(2件)..... (農政課)	104
○国土調査の成果の認証..... (農地調整課)	106
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課)	107
○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	107
○道営土地改良事業計画の決定..... (土地改良指導課)	107
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	107
○土地改良事業の施行の同意..... (土地改良指導課)	108
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (土地改良指導課)	108
○道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課)	108
○農業振興地域の区域の一部改正..... (農村計画課)	108
○特定調達契約に係る入札の公告..... (資源管理課)	108
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	109
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	109
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	110
○特定調達契約に係る入札の公告..... (技術管理課)	110
○一般競争入札の実施..... (計画管理課)	110
○公共測量の実施の通知..... (建設部総務課)	111
○公共測量の終了の通知..... (建設部総務課)	112
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代工事の開始..... (道路計画課)	112
○豪雪地帯対策特別措置法による市町村道の代工事の開始..... (道路計画課)	112
○山村振興法による市町村道の代工事の開始..... (道路計画課)	112
○半島振興法による市町村道の代工事の開始..... (道路計画課)	112
○都市計画法第66条の規定による都市計画事業の施行(2件)..... (都市環境課)	112
○都市計画法第66条の規定による都市計画事業の事業計画の変更..... (都市環境課)	113
○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (公園下水道課)	113

公 表

○争議行為の通知..... (労政福祉課)	114
-----------------------	-----

支 庁 告 告

○公募型プロポーザルの実施.....	114
--------------------	-----

道開拓記念館告示

○北海道開拓の村及び北海道開拓の村前駐車場の使用料の徴収事務の委託.....	115
--	-----

道道民の森活動促進センター告示

○北海道立道民の森の使用料の徴収事務の委託.....	115
----------------------------	-----

道札幌土木現業所告示

○北海道立野幌総合運動公園の使用料の徴収事務の委託..... 115

○北海道立真駒内公園屋内競技場及び屋外競技場の使用料の徴収事務の委託..... 115

○北海道子どもの国大型遊戯施設の使用料の徴収事務の委託..... 115

道網走土木現業所告示

○北海道立オホーツク公園のオートキャンプ場の使用料の徴収事務の委託..... 115

道教育庁根室教育局告示

○一般競争入札の実施..... 115

道選挙管理委員会告示

○旭川市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決..... 117

道公安委員会告示

○北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程..... 119

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（規則第58号）

1 趣旨

鳥獣保護及狩猟二関スル法律等の改正に伴い、所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 題名を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則とすることとした。
- (2) 告示で定めていた鳥獣の保護に支障がないと認められる行為を規則で定めることとした（第8条関係）。
- (3) 新たに指定猟法許可申請書、鳥獣飼養登録更新申請書、身分証明書、銃猟承認申請書、狩猟者登録の変更登録申請書及び猟区成績報告書の様式を定めることとした（別記第4号様式、別記第6号様式、別記第10号様式、別記第11号様式、別記第13号様式、別記第17号様式及び別記第19号様式関係）。
- (4) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、平成15年4月16日から施行することとした。

北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（規則第59号）

1 趣旨

北海道環境影響評価条例の規定により知事に対し送付する方法書等の部数を定めるとともに、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

条例の規定により知事に対し送付する方法書、準備書及びその要約書、評価書及び

その要約書、着手後の事後調査等報告書並びに完了後の事後調査等報告書の部数について、準備書及びその要約書はそれぞれ65部、それ以外の書類はそれぞれ50部とすることとした（第7条の2、第15条の2、第28条の2及び第38条の2関係）。

3 施行期日

この規則は、一部の規定を除き公布の日から施行することとした。

規 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則をここに公布する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第58号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行細則（昭和44年北海道規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の施行については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号。以下「政令」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（公聴会）

第2条 知事は、法第7条第4項（法第12条第5項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）及び第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を告示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認められた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による告示は、公聴会の日の3週間前までに、北海道公報により行うものとする。

3 第1項の規定による通知を受けた公述人は、当該公聴会の日の1週間前までに、当該公聴会において聴こうとする案件に対する意見の要旨及び理由を記載した文書を知事に提出しなければならない。

4 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

5 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の要旨及び理由を陳述させなければならない。ただし、その者が出席していない

ときは、議長は、その者が提出した第3項の文書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

- 6 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 7 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 8 公述人及び発言を許された者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 9 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 10 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- 11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(捕獲等又は採取等の許可の申請等)

第3条 省令第7条第1項の申請書の様式は、別記第1号様式とする。

- 2 他人の依頼を受けて鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で法第9条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際に、別記第2号様式の依頼書を提出しなければならない。
- 3 省令第7条第7項の申請書の様式は、別記第1号様式とする。
- 4 省令第7条第9項の申請書の様式は、別記第3号様式とする。
- 5 省令第7条第10項から第13項までの規定による届出は、別記第3号様式の届出書により行わなければならない。

(指定猟法の許可の申請等)

第4条 省令第15条第1項の申請書の様式は、別記第4号様式とする。

- 2 省令第15条第5項の申請書の様式は、別記第3号様式とする。
- 3 省令第15条第6項及び第7項の規定による届出は、別記第3号様式の届出書により行わなければならない。

(飼養登録の申請等)

第5条 省令第20条第1項の申請書の様式は、別記第5号様式とする。

- 2 法第19条第5項の規定による更新の申請は、別記第6号様式の申請書を知事に提出して行うものとする。
- 3 前項の更新の申請は、当該登録の有効期間が満了する日の2週間前までに行わなければならない。
- 4 省令第20条第4項の申請書の様式は、別記第3号様式とする。
- 5 省令第20条第5項及び第6項の規定による届出は、別記第3号様式の届出書により行わ

なければならない。

- 6 法第21条第2項において準用する法第19条第6項の規定による登録票の再交付の申請は、別記第3号様式の申請書により行わなければならない。

(登録個体等の譲受け等の届出)

第6条 省令第21条の届出書の様式は、別記第7号様式とする。

(販売の許可の申請等)

第7条 省令第24条第1項の申請書の様式は、別記第8号様式とする。

- 2 省令第24条第4項の申請書の様式は、別記第3号様式とする。
- 3 省令第24条第5項及び第6項の規定による届出は、別記第3号様式の届出書により行わなければならない。

(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)

第8条 法第29条第7項ただし書の知事が定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 知事が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの
- (2) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 単木択伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐
 - イ 既存工作物の敷地等の範囲内で当該工作物等の維持管理に係る木竹の伐採
 - ウ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (3) 次に掲げる工作物の設置
 - ア 住宅及びこれに附属する工作物
 - イ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑
 - ウ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎
 - エ 自家水道の送水施設又は自家発電の送電施設
 - オ その面積が30平方メートル以内の休憩所又は停留所
 - カ その高さが5メートル以内の展望台
 - キ その延長が500メートル以内の歩道
 - ク その高さが3メートル以内であり、かつ、その長さが5メートル以内の公園遊戯施設
 - ケ その面積が15平方メートル以内の公衆便所
 - コ その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内の仮工作物
 - サ 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物
 - シ その延長が500メートル以内の道路(軌道を含む。)の改修のための工作物

ス 自然木を利用した仮設軽索道
 セ 既存工作物に附属する工作物であって、その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内のもの
 （特別保護地区における行為の許可申請）

第9条 省令第39条第1項の申請書の様式は、別記第9号様式とする。
 （身分証明書）

第10条 法第30条第4項の証明書の様式は、別記第10号様式とする。

2 法第31条第3項の証明書の様式は、別記第11号様式とする。
 （補償請求）

第11条 省令第40条の請求書の様式は、別記第12号様式とする。
 （銃猟の承認の申請等）

第12条 省令第42条第1項の申請書の様式は、別記第13号様式とする。

2 省令第42条第4項の申請書の様式は、別記第3号様式とする。
 3 省令第42条第5項及び第6項の規定による届出は、別記第3号様式の届出書により行わなければならない。
 （狩猟免許の申請等）

第13条 省令第48条第1項の申請書の様式は、別記第14号様式とする。

2 省令第48条第4項の届出書及び同条第5項の申請書の様式は、別記第3号様式とする。
 （狩猟免許の亡失の届出）

第14条 省令第50条の規定による届出は、別記第3号様式の届出書により行わなければならない。
 （狩猟免許の更新申請）

第15条 法第51条第1項の申請書の様式は、別記第15号様式とする。
 （狩猟者登録の申請等）

第16条 法第56条の申請書の様式は、別記第16号様式とする。

2 省令第65条第4項の規定による再交付の請求は、別記第3号様式の申請書により行わなければならない。
 3 省令第65条第6項の申請書の様式は、別記第17号様式とする。
 4 省令第65条第8項の届出書及び同条第9項の申請書の様式は、別記第3号様式とする。
 5 省令第65条第10項の規定による届出は、別記第3号様式の届出書により行わなければならない。
 （猟区設定手続）

第17条 省令第72条第1項の申請書の様式は、別記第18号様式とする。
 （猟区の事業の報告）

第18条 省令第76条第1項の猟区の成績報告書の様式は、別記第19号様式とする。

（鳥獣保護員の設置等）

第19条 法第78条第1項の規定に基づき、鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助させるため、鳥獣保護員を置く。

2 鳥獣保護員は、鳥獣保護に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
 （死亡等の届出）

第20条 法の規定により許可証、従事者証、指定猟法許可証、登録票、販売許可証、承認証、狩猟免許又は狩猟者登録証（以下「許可証等」という。）の交付を受けた者が死亡したとき、又は1箇月以上所在不明となったときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による届出の義務を有する者（従事者証にあっては、許可を受けた法人）は、その事実を知った日から2週間以内に別記第20号様式の届出書に許可証等を添えて知事に届け出るものとする。

（書類の経由）

第21条 法、政令、省令及びこの規則（第2条第3項を除く。）の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出しようとする者の住所地（法第9条第1項の許可に関する申請書、届出書その他の書類にあっては、当該捕獲等又は採取等をする区域）を所管する支庁長を経由しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成15年4月16日から施行する。
 2 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第87号）の一部を次のように改正する。
 第2条の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>2 特例条例別表第1の4の3の項(18)に規定する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年北海道規則第58号）第20条の規定による死亡等の届出（許可証、従事者証又は登録票の交付を受けた者に係るものに限る。）の受理</p>
---	---

別記第1号様式（第3条関係）
 （表面）

年 月 日

北海道知事 様

申請者	住 所	〒 電話番号
	氏 名	*代表者 *ほか 名 (別紙名簿のとおり) ㊞
	職 業	
	生年月日	年 月 日生

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請書
従 事 者 証 交 付 申 請 書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項(同条第8項)の規定により、鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)の許可(従事者証の交付)を受けたいので、次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の目的	
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等又は採取等の方法(使用する捕獲用具の名称)	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
学術研究を目的とする場合にあっては、研究の事項及び方法	
愛がんのための飼養を目的とする場合にあっては、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所又は区域において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その場所等の位置、名称及び理由	
銃器を使用する場合は、銃砲所持許可番号及び許可年月日	
備 考	

(裏面)

注1 個人(1人又は複数人)による申請の場合

- 1人で申請する場合は、備考欄に狩猟者登録(狩猟者登録をしていない場合は、狩猟免許)の種類、番号及び交付年月日を記載すること。
- 複数人で申請する場合は、住所欄及び氏名欄は、代表者について記載し、別紙の「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請者(従事者)名簿」を添付し、申請者全員について記載すること。
- 本書及び別紙の住所欄には、申請者本人、代表者又は共同申請者の自宅の住所を記載すること。

2 法人による申請の場合

- 住所欄には、主たる事務所の所在地を記載し、氏名欄には、その法人の代表者の氏名を記載すること。
- 別紙の「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請者(従事者)名簿」を添付し、従事者について記載すること。
なお、住所欄には、従事者本人の自宅の住所を記載すること。

3 不要な文字は、抹消すること。

4 目的欄には、「学術研究」、「農林業に係る被害の防止」等、捕獲等又は採取等をする事由を記載し、これらに関する必要な資料等を添付すること。

5 捕獲等又は採取等をした後の処置欄には、「捕獲現場にて埋設」、「処理場にて焼却」、「計測後放鳥」等、捕獲等又は採取等をする個体の捕獲等又は卵の採取等後の処置の方法について記載すること。

6 銃器を使用して捕獲等をする場合にあっては、使用する銃器の銃砲所持許可番号及び許可年月日並びに銃砲の種類を該当欄に記入すること。

7 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面及び銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面を添付すること。

8 依頼により申請する場合は、依頼書を添付すること。

9 備考欄には、その他参考となる事項を記載すること。

10 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

11 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第3号様式（第3条 - 第5条、第7条、第12条 - 第14条、第16条関係）
（表面）

再交付申請書・住所等変更届出書・亡失届出書		年 月 日
北海道知事 様		
申請者又は届出者	住 所	〒 電話番号
	ふりがな	
	氏 名	㊞
	職 業	
	生年月日	年 月 日生
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		
再交付申請 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 条第 項（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 条第 項）の規定により、次のとおり再交付を申請します。 住所・氏名等変更届出 次のとおり（従事者の）住所・氏名（主たる事務所の所在地・名称・代表者の氏名）を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 条第 項（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 条第 項）の規定により、届け出ます。 亡失届出 次のとおり亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 条第 項の規定により、届け出ます。		
狩猟免許等の種類	許 可 証 従 事 者 証 指定猟法許可証 登 録 票 販 売 許 可 証 承 認 証 狩 猟 免 状 狩 猟 者 登 録 証 狩 猟 者 記 章	
番 号		
交 付 年 月 日	年 月 日	
変 更 ・ 亡 失（滅失）年月日	年 月 日	
旧住所・氏名 （主たる事務所の所在地・名称・代表者の氏名）		

新住所・氏名 （主たる事務所の所在地・名称・代表者の氏名）	
変 更 の 理 由	
亡失、滅失、汚損若しくは破損又は再交付の事情	
備 考	

（裏面）

- 注1 不要な文字は抹消し、該当項目の にレ印を付すこと。
 2 印の欄は、住所又は氏名（主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）の変更を届け出る場合に記入すること。
 3 住所又は氏名等の変更の場合には、その変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）を添付するか、又は提出時に提示すること。
 4 職業欄の記載は、登録票及び狩猟免許の再交付申請並びに狩猟者登録事項の変更の届出以外の届出の場合には、不要です。
 5 生年月日欄の記載は、登録票の再交付申請並びに狩猟免許の記載事項の変更及び狩猟者登録事項の変更の届出以外の届出の場合には、不要です。
 6 狩猟者登録事項の変更の届出の場合には、その変更内容を備考欄に記載すること。
 7 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第4号様式（第4条関係）

年 月 日

北海道知事 様

	〒 電話番号
住 所	
氏 名	㊞
職 業	
生年月日	年 月 日生

指 定 猟 法 許 可 申 請 書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第4項ただし書の規定により、指定猟法により鳥獣の捕獲等をする許可を受けたいので、次のとおり申請します。

指定猟法の種類	
指定猟法によらなければならない理由	
捕獲等をしようとする目的	
捕獲等をしようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等をしようとする区域	
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	
学術研究を目的として捕獲等をしようとする場合にあっては、研究の事項及び方法	
備考	

- 注1 捕獲等をしようとする区域を明らかにした図面を添付すること。
 注2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
 注3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第5号様式（第5条関係）

年 月 日

北海道知事 様

申請者	住所	〒 電話番号
	氏名	㊟

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

鳥獣飼養登録申請書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第2項の規定により、鳥獣の飼養の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

許可証の番号及び	第	号
----------	---	---

有効期間の末日 年 月 日

	種類	羽（頭）数		備考
		オス	メス	
飼養する鳥獣の種類及び羽（頭）数				
入手方法				
飼養の目的				
現在飼養している鳥獣の種類別員数				
備考				

- 注1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
 注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第6号様式（第5条関係）

年 月 日

北海道知事 様

申請者	住所	〒 電話番号
	氏名	㊟

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

鳥獣飼養登録更新申請書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第5項の規定により、鳥獣の飼養の登録の有効期間の更新をしたいので、次のとおり申請します。

		登録票番号	
種類	羽（頭）数		備考
	オス	メス	

販売予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

- 注1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第9号様式（第9条関係）

年 月 日

北海道知事 様

申請者	住所	〒 電話番号
	氏名	(印)

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

鳥獣保護区特別保護地区内における行為の許可申請書

鳥獣保護区の特別保護地区内において次の行為を行いたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第8項の規定により、次のとおり申請します。

行為の種類	
-------	--

行為の目的	
行為の場所	
行為の場所及びその付近の状況	
行為の施行方法	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日
摘要 (他法令の措置状況等)	

- 注1 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置に係る申請にあっては、次の資料を添付すること。
(1) 行為の場所を明らかにした5万分の1以上の地形図
(2) 行為の場所及びその付近の状況を明らかにした天然色写真その他の資料
(3) 行為の施行方法を明らかにした図面
2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第10号様式（第10条関係）

(表面)

(裏面)

第 号	
交付年月日	年 月 日
使用期限	年 月 日
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第30条第4項の規定による身分証明書	
所属	

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律抜粋 (措置命令等) 第30条 (略) 2 環境大臣は国指定特別保護地区について、都道府県知事は都道府県指定特別保護地区について、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護のために必要があると認めるときは、前条第7項の規定に違反した者又は同条第10項の規定により付された条件に違反した者に対し、これらの保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべ

<p>職名</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">北海道知事 印</p>	<p>き必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、環境大臣又は都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、環境大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。</p> <p>4 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>
--	---

注 用紙の大きさは、日本工業規格A6とすること。

別記第11号様式（第10条関係）

（表面）

（裏面）

<p>第 号</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">交付年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">使用期限 年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第31条第3項の規定による身分証明書</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p>	<p style="text-align: center;">鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律抜粋</p> <p style="text-align: center;">（実地調査）</p> <p>第31条 環境大臣又は都道府県知事は、第28条第1項又は第29条第1項若しくは第7項第4号の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>第86条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第31条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者</p> <p>(5)～(10) (略)</p>
--	---

北海道知事 印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A 6とすること。

別記第12号様式 (第11条関係)

年 月 日

北海道知事 様

請求者

住 所	〒 電話番号
氏 名	印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

損 失 補 償 請 求 書

年 月 日の 鳥獣保護区内における鳥獣保護施設の設置 (年 月 日に申請した 特別保護地区内における工作物の新築等、水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採等について許可を受けることができなかったこと又は当該許可に条件を付されたこと) により、次のとおり損失を生じたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条第2項の規定により、請求します。

補償請求の理由	
補 償 請 求 額	総額 内訳

- 注1 施設の設置による場合は、損失額を土地及び立木に区分して明示すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

別記第13号様式 (第12条関係)

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所	〒 電話番号
氏 名	印
職 業	
生年月日	年 月 日生

銃 猟 承 認 申 請 書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第35条第4項の規定により、銃猟制限区域における銃猟の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

銃 猟 を し ょ う と す る 銃 猟 制 限 区 域 の 名 称	
銃 猟 を し ょ う と す る 年 月 日	年 月 日
備 考	

- 注1 狩猟者登録証の写しを添付すること。
2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

別記第14号様式（第13条関係）

（表面）

整 理 番 号									
狩 獵 免 許 申 請 書		年 月 日		北 海 道 収 入 証 紙 欄					
北海道知事 様									
申 請 者	住 所	〒							
	ふりがな	電話番号							
	氏 名								
	生 年 月 日	年 月 日 生							
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により、狩猟免許を受けたいので、次のとおり申請します。									
記									
(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の銃器の所持許可									
網・わな猟免許	1 網	2 わな							
第1種銃猟免許	3 ライフル銃	銃砲所持許可番号	号						
		許可年月日	年 月 日						
第2種銃猟免許	4 散弾銃	銃砲所持許可番号	号						
		許可年月日	年 月 日						
第2種銃猟免許	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	号						
		許可年月日	年 月 日						
免 許 の 種 類	狩 獵 免 状 の 番 号	試 験 の 結 果	適 性 試 験		知 識	技 能			
			視 力	聴 力	運 動 能 力				
網・わな猟免許	号								
第1種銃猟免許	号								
第2種銃猟免許	号								

（裏面）

(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を交付した都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号並びに同一登録年度において他の免許申請書又は免許更新申請書を提出していることの有無

他 の 免 許	都道府県知事名	交 付 年 月 日	狩猟免状の番号	更新の有無
免許	知事	年 月 日	号	

他 の 免 許

他 の 免 許	都道府県知事名	交 付 年 月 日	狩猟免状の番号	更新の有無
免許	知事	年 月 日	号	

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無（有無のいずれかを で囲み、かつ、有の場合には、その刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日を記載すること。）

罰金以上の刑に処せられたことの有無	有	無
執行を受けることがなくなった年月日		

(4) 狩猟免許を取り消されたことの有無（有無のいずれかを で囲み、かつ、有の場合には、その年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。）

免許を取り消されたことの有無	有	無
年 月 日	免 許 の 種 類	免許を取り消した都道府県知事名
		知事

記載上の注意事項

- 1 文字は、かい書で明りょうに記載すること。
- 2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 3 (1)は、該当項目の にし印を付し、該当番号を で囲むこと。
- 4 (1)の銃砲所持許可番号及び許可年月日は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。
- 5 太枠欄には、記載しないこと。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第15号様式（第15条関係）

（表面）

整理番号			
狩猟免許更新申請書			北海道収入 証紙欄
年月日			
北海道知事様			
申請者	住所	〒	
	ふりがな	電話番号	
	氏名	㊟	
	生年月日	年月日生	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により、狩猟免許の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。			
記			
(1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の銃器の所持許可			
網・わな猟免許	1 網	2 わな	
第1種銃猟免許	3 ライフル銃	銃砲所持許可番号	号
		許可年月日	年月日
	4 散弾銃	銃砲所持許可番号	号
		許可年月日	年月日
第2種銃猟免許	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	号
		許可年月日	年月日
免許の種類	狩猟免許の種類	講習会	適性検査の結果 視力 聴力 運動能力
網・わな猟免許	号		
第1種銃猟免許	号		
第2種銃猟免許	号		

（裏面）

(2) 更新しようとする狩猟免許			
免許の種類	狩猟免許を交付した都道府県知事名	狩猟免許の番号	交付年月日
網・わな猟免許	知事	号	年月日
第1種銃猟免許	知事	号	年月日
第2種銃猟免許	知事	号	年月日
(3) 同一登録年度において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類			
免許の種類			
記載上の注意事項			
1 文字は、かい書で明りょうに記載すること。			
2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。			
3 (1)は、該当項目の にし印を付し、該当番号を で囲むこと。			
4 (2)の銃砲所持許可番号及び許可年月日は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。			
5 太枠には、記載しないこと。			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第16号様式（第16条関係）

（表面）

整理番号		登録番号	
狩猟者登録申請書		狩猟免許	
		損害の賠償	
		放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
年月日		写真 縦3.6センチメートル 横2.4センチメートル 無帽、正面、上三分身、 無背景	
		北海道知事様	

申請者	住所	〒		北海道収入証紙欄
		電話番号		
	ふりがな			
	氏名	㊟		
	生年月日	年 月 日生		
<p>次のとおり、狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類、使用する猟具の種類、免許を交付した都道府県知事名並びに狩猟免状の番号及び交付年月日</p> <p>なお、第1種銃猟免許の所持者が第2種銃猟免許に係る狩猟者登録（空気銃）を申請する場合は、第1種銃猟免許の にレ印を付し、同欄の都道府県知事名、交付年月日、狩猟免状の番号を記入し、第2種銃猟免許欄の5を で囲むこと。</p>				
網・わな	1 網	都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日
	2 わな	知事		年 月 日
第1種銃猟免許	3 ライフル銃	都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日
	4 散弾銃	知事		年 月 日
第2種銃猟免許	5 空気銃	都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日
	(圧縮ガスを使用するものを含む。)	知事		年 月 日

(裏面)

(2) 狩猟をしようとする場所				
1 道の区域全部	2 放鳥獣猟区の区域			
(3) 免許の効力の停止の有無（有無のいずれかを で囲み、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。）				
免許の効力の停止の有無	有 無	停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで

(4) 銃砲所持許可番号及び許可年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許に係る登録の場合のみ記載すること。）

第1種銃猟免許	ライフル銃	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日
	散弾銃	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日
第2種銃猟免許	空気銃 <small>(圧縮ガスを使用するものを含む。)</small>	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日

(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項

共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間
資産保有				

(6) 職業

- | | | |
|----------------|------------|---------------|
| 1 専門的・技術的職業従事者 | 2 管理的職業従事者 | 3 事務従事者 |
| 4 販売従事者 | 5 農林業作業者 | 6 漁業作業者 |
| 7 採鉱・採石作業者 | 8 運輸・通信従事者 | 9 技能工・生産工程作業者 |
| 10 単純労働者 | 11 保安職業従事者 | 12 サービス職業従事者 |
| 13 分類不能の職業 | 14 無職 | |

記載上の注意事項

- この申請書は、狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに提出すること。
- 文字は、かい書で明りように記載すること。
- 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- (1)は、該当項目の にレ印を付し、該当番号を で囲むこと。
- (2)は、該当番号を で囲むこと。
- (4)の銃砲所持許可番号及び許可年月日は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。
- (6)は、職業を具体的に記載し、更に職業分類の該当番号を で囲むこと。
- 印欄には、記載しないこと。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第17号様式（第16条関係）
（表面）

登 録 番 号	
狩 猟 免 許	
損 害 の 賠 償	
放鳥獣猟区の区域の登録の有無	

整理番号

変更登録申請書

年 月 日

写 真
縦3.6センチメートル
横2.4センチメートル
無帽、正面、上三分身、
無背景

北海道知事 様

申 請 者	住 所	〒 電話番号
	ふりがな	
	氏 名	Ⓜ
	生 年 月 日	年 月 日 生
変更しようとする狩猟者登録証の番号		号
変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日		年 月 日
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により、狩猟者登録の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類及び使用する猟具の種類、免許を交付した都道府県知事名並びに狩猟免状の番号及び交付年月日</p> <p>なお、第1種銃猟免許の所持者が第2種銃猟免許に係る狩猟者登録（空気銃）を申請する場合は、第1種銃猟免許の にレ印を付し、同欄の都道府県知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日を記入し、第2種銃猟免許欄の5を で囲むこと。</p>		

網・わな猟免許	1 網	都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日
	2 わな	知事		年 月 日
第1種銃猟免許	3 ライフル銃	都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日
	4 散弾銃	知事		年 月 日
第2種銃猟免許	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日
		知事		年 月 日

（裏面）

(2) 変更をしようとする場所

1 道の区域全部	2 放鳥獣猟区の区域
----------	------------

(3) 免許の効力の停止の有無（有無のいずれかを で囲み、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。）

免許の効力の停止の有無	有 無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
-------------	-----	-------	--------------------

(4) 銃砲所持許可番号及び許可年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合）

第1種銃猟免許	ライフル銃	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日
	散弾銃	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日
第2種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日

記載上の注意事項

- この申請書は、変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに提出すること。
- 文字は、かい書で明りょうに記載すること。
- 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- (1)から(4)までについては、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は、記入しないこと。
- (1)は、該当項目の にレ印を付し、該当番号を で囲むこと。
- (2)は、該当番号を で囲むこと。
- (4)の銃砲所持許可番号及び許可年月日は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。
- 印欄には、記載しないこと。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

	人	人	人	羽・頭	羽・頭	羽・頭	羽・頭	羽・頭	羽・頭
計									

8 猟区運営に従事する者（国又は地方公共団体の場合は不要）

区 分	氏 名	年 齢	狩 猟 経 験 年 数	狩 猟 鳥 獣 増 殖 従 事 年 数	猟区運営に必要な能力に関する事項
猟区管理者					
主 任					
巡 視 員					
事 務 員					

9 猟区運営に必要な資金計画

- 注1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第19号様式（第18条関係）

年 月 日

北海道知事 様

猟区設定者の 氏名又は名称	
------------------	--

猟 区 成 績 報 告 書

区 分	狩 猟 許 可				合 計
	網・わな猟 免許	第1種銃猟 免許	第2種銃猟 免許	被害防止 その他	

開 猟 日 数									
入 猟 申 込 者 数									
入 猟 者 数									
鳥 獣 の 種 類 別 の 捕 獲 等 の 数									

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第20号様式（第20条関係）

年 月 日

北海道知事 様

届出義務者	住 所	〒 電話番号
	氏 名	

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

狩 猟 免 許 者 等 死 亡 等 届 出 書

次の者は、年 月 日死亡（失踪）したので届け出ます。

住 所	
氏 名	

注1 許可証、従事者証、指定猟法許可証、登録票、販売許可証、承認証、狩猟免状

又は狩猟者登録証を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第59号

北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（方法書の送付部数）

第7条の2 条例第6条第1項の規定により知事に対し送付する方法書の部数は、50部とする。

第15条の次に次の1条を加える。

（準備書等の送付部数）

第15条の2 条例第14条第1項の規定により知事に対し送付する準備書及び要約書の部数は、それぞれ65部とする。

第28条の次に次の1条を加える。

（評価書等の送付部数）

第28条の2 条例第26条の規定により知事に対し送付する評価書及び要約書の部数は、それぞれ50部とする。

第38条の次に次の1条を加える。

（着手後の事後調査等報告書等の送付部数）

第38条の2 条例第37条第1項の規定により知事に対し送付する着手後の事後調査等報告書の部数は、50部とする。

2 前項の規定は、条例第43条第1項の規定により知事に対し送付する完了後の事後調査等報告書の部数について準用する。

附則第5条の表備考1のイの事項中「第17条第1項」を「第13条第1項」に、「第18条の2第1項」を「第24条第1項」に改め、同表備考1のウの事項中「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第3項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第5条の表備考1のウの事項の改正規定は、平成15年4月16日から施行する。

告 示

北海道告示第609号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道庁本庁舎清掃業務（8階から12階まで及び塔屋に限る。） 一式
- (2) 落札を決定した日
平成15年3月6日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社東洋実業
イ 住 所 札幌市中央区北6条西22丁目2番7号
- (4) 落札金額
58,779,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成15年北海道告示第78号
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道総務部総務課
イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
- 2(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道庁別館清掃業務（3階から5階まで） 一式
- (2) 落札を決定した日
平成15年3月24日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社サニープレイス
イ 住 所 札幌市白石区北郷4条10丁目2番14号
- (4) 落札金額
5,443,200円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成15年北海道告示第78号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道総務部総務課

イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

3(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

北海道庁別館清掃業務（6階から8階まで） 一式

(2) 落札を決定した日

平成15年3月24日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏名 北海道ビルメンテナンス株式会社

イ 住所 札幌市中央区大通西6丁目3番地1

(4) 落札金額

4,515,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成15年北海道告示第78号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道総務部総務課

イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

4(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

北海道庁別館清掃業務（9階から11階まで） 一式

(2) 落札を決定した日

平成15年3月24日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏名 北海道ビルメンテナンス株式会社

イ 住所 札幌市中央区大通西6丁目3番地1

(4) 落札金額

4,189,500円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成15年北海道告示第78号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道総務部総務課

イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第610号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立道民活動センターの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

1 受託者の名称 財団法人道民活動振興センター

2 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目1番地

北海道告示第611号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第8条第1項の規定により、北海道立北方四島交流センターの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

1 受託者の名称 根室市

2 所在地 根室市常盤町2丁目27番地

北海道告示第612号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

総合行政ネットワーク・アクセス回線伝送装置等設備 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期限 平成15年6月30日（月）

(4) 契約期間 平成15年7月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年6月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

- (5) 納 入 場 所 北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 本社又は支店、営業所等の事業所を札幌市内に有する者であること。
- (4) 契約及び要求仕様に定めるネットワーク設計・施工及び保守点検に充てる要員を配置できること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成15年4月11日（金）から21日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 572
- (2) 道が審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館西棟5階9号会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年4月25日（金）午前10時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入 札 保 証 金
入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金

- を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実に認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。
- イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間に国（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらすべてを誠実に履行したものであることを、あらかじめ証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 契 約 保 証 金
契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実に認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に道を保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。
- イ 政令第167条の5の第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 そ の 他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部 IT推進室情報基盤課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 572

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第613号

北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第5条第1項の規定により、富良野芦別道立自然公園に関する公園計画の一部を変更した。その概要は、次のとおりである。

なお、変更後の公園計画を表示した図面は、省略し、北海道環境生活部環境室自然環境課及び北海道上川支庁地域政策部環境生活課に備え置いて、縦覧に供する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

1 運輸施設の追加

路線名	種類	起 点	及	終 点
北の峰線	索道運送施設	起点 富良野市中御料（北の峰山麓）		終点 富良野市中御料（北の峰）

2 単独施設の変更

施設箇所	施設種類	変更後の位置	変更後の摘要
北の峰	スキー場	富良野市（北の峰）	スキー場を含むリフト、ゴンドラ、夜間照明等
同	宿 舎	富良野市（下御料、中御料）	宿舍等
同	園 地	同	

北海道告示第614号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

興行の種類	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	SEX配達人 おんな届けます	新東宝映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	人妻 湯いた舌先	オーピー映画		
同	綺麗に咲いた	ENKプロ		
同	牝猫くびれ腰	オーピー映画		
同	痴漢義父 息子の嫁と...	新東宝映画		

北海道告示第615号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158号第1項の規定により、北海道道立オホーツク流氷科学センターの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1 受託者の名称 財団法人オホーツク生活文化振興財団
- 2 所 在 地 紋別市元紋別11番6号

北海道告示第616号

地方公営企業施行令（昭和27年政令第403号）第26号第4項の規定により、道立病院における平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料及び手数料の徴収及び収納の事務を次の者に委託した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1 受託者の名称 株式会社ニチイ学館
- 2 所 在 地 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

北海道告示第617号

次のとおり、一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称

重油（J I S 1種2号）1ℓ当たりの単価

(2) 数 量 調達予定数量 3,600,000ℓ

2 落札を決定した日

平成15年3月20日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 日東石油株式会社

(2) 住 所 旭川市本町2丁目

4 落札金額

32.50円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年北海道告示第159号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道保健福祉部道立病院管理室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第618号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

名 称	所 在 地	申 出 撤 回 日
国 立 弟 子 屈 病 院	川上郡弟子屈町湯の島2丁目5番7号	平成15. 2.26
倉 増 病 院	岩見沢市2条西7丁目1番地	同 15. 3.18
医療法人白石中央病院	札幌市白石区平和通3丁目北2番3号	同 15. 3.31
勤医協札幌西区病院	同 西区西町北19丁目1番5号	同

北海道告示第619号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

札幌市の項医療法人白石中央病院の事項を削り、同項医療法人社団みはらし会横山外科クリニックの事項中「平成15. 3.31」を「平成18. 3.31」に改め、同項勤医協札幌西区病院の事項を削り、同項医療法人社団札幌清田整形外科病院の事項中「平成15. 3.31」を「平成18. 3.31」に改める。

函館市の項函館赤十字病院の事項、小樽市の項小樽循環器病院の事項、旭川市の項国立療養所道北病院の事項及び市立旭川病院の事項並びに夕張市の項中「平成15. 3.31」を「平成18. 3.31」に改める。

岩見沢市の項倉増病院の事項を削り、同項岩見沢市立総合病院の事項及び岩見沢労災病院の事項中「平成15. 3.31」を「平成18. 3.31」に改める。

網走市の項J北海道厚生連網走厚生病院の事項、稚内市の項並びに美唄市の項市立美唄病院の事項及び美唄労災病院の事項中「平成15. 3.31」を「平成18. 3.31」に改める。

紋別市の項中医療法人社団耕仁会曾我クリニックの事項中「平成17. 6.30」を「平成18. 3.31」に改め、同項北海道立紋別病院の事項、三笠市の項及び根室市の項中「平成15. 3.31」を「平成18. 3.31」に改める。

千歳市の項医療法人社団豊友会千葉病院の事項を次のように改める。

医療法人社団千歳豊友会病院 千歳市富丘1丁目618番地6 平成18. 3.31

深川市の項及び富良野市の項中「平成15. 3.31」を「平成18. 3.31」に改め、富良野市の項社会福祉法人北海道社会福祉事業協会富良野病院の事項の次に次の1事項を加える。

医療法人社団ふらの西病院 富良野市桂木町2番77号 平成18. 3.31

七飯町の項、長万部町の項、熊石町の項、大成町の項、奥尻町の項、北檜山町の項、奈井江町の項、月形町の項、沼田町の項及び上富良野町の項中「平成15. 3.31」を「平成18. 3.31」に改め、幌延町の項の次に次の1項を加える。

猿払村 猿払村国民健康保険病院 宗谷郡猿払村鬼志別北町28番地 平成18. 3.31

浜頓別町の項、中頓別町の項、枝幸町の項、豊富町の項、利尻町の項、津別町の項、斜里町の項、常呂町の項及び雄武町の項中「平成15. 3.31」を「平成18. 3.31」に改める。

弟子屈町の項を次のように改める。

弟子屈町 J北海道厚生連摩周厚生 川上郡弟子屈町泉2丁目3番1号 平成18. 3.31
病院

北海道告示第620号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、保育士の登録等の事務に係る平成15年4月1日から平成16年4月31日までの間における手数料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月11日

- 北海道知事 堀 達也
- 1 受託者の名称 社会福祉法人日本保育協会
 - 2 所在地 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号

北海道告示第621号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 随意契約に係る物品等の名称 プラテリアBSE1セット当たり単価
 - (2) 数量 調達予定数量 2,504セット
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成15年3月31日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名 北海道和光純薬株式会社
 - (2) 住所 札幌市北区北15条西4丁目
- 4 随意契約に係る契約金額
プラテリアBSE1セット当たり単価 205,860円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道保健福祉部総務課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第622号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立札幌肢体不自由児総合療育センターの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料及び手数料の収納の事務を次の者に委託した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 受託者の名称 株式会社ニチイ学館
- 2 所在地 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

北海道告示第623号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料及び手数料の収納の事務を次の者に委託した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 受託者の名称 株式会社ニチイ学館
- 2 所在地 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

北海道告示第624号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立小児総合保健センターの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料及び手数料の徴収及び収納の事務を次の者に委託した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 受託者の名称 株式会社ニチイ学館
- 2 所在地 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

北海道告示第625号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

氏名	診療科目	従業場所	指定年月日
高坂 研一	脳神経外科	特別医療法人即仁会北広島病院	平成15. 3.25
野村 直弘	内科	同	同
谷藤 典音	脳神経外科	医療法人社団藤花会江別谷藤病院	同
石原 融	内科	医療法人雄心会函館新都市病院	同
清水 幸雄	同	恵山町立国保病院	同
藤井 陽一	外科	同	同
木曾田 理絵	内科	長万部町立病院	同
光島 隆二	心臓血管外科	市立函館病院	同
小野寺 秀	内科	仁生会西堀病院	同
高橋 雅紀	同	同	同
土屋 邦彦	泌尿器科	市立小樽病院	同

山崎 亮	内科	南小樽病院	平成15. 3.25
松田 史	同	小沢診療所	同
杉山 幸弘	同	医療法人優仁会若葉台病院	同
海老原 響	整形外科	美唄労災病院	同
阿部 毅	内科	国立療養所名寄病院	同
長峯 正泰	耳鼻咽喉科	名寄市立総合病院	同
紀野 泰久	外科	小林病院	同
高杉 和雄	脳神経外科	総合病院北見赤十字病院	同
吉井 清乃	循環器科	J A北海道厚生連遠軽厚生病院	同
古屋 敦宏	心臓血管外科	新日鐵室蘭総合病院	同
矢嶋 戡	内科	医療法人社団矢嶋内科	同
三上 恒正	同	白老町立国民健康保険病院	同
菅野 三信	脳神経外科	財団法人北海道医療団帯広第一病院	同
比嘉 憲久	内科	道東勤医協釧路協立病院	同
山本 直樹	呼吸器科	山本クリニック	同
南雲 淳	小児科	総合病院釧路赤十字病院	同
高橋 忠良	内科	芦野内科耳鼻科クリニック	同
田中 文章	内科、小児科 リハビリテー ション科	医療法人社団田中医院	同
野村 信宏	内科	医療法人太平洋記念みなみ病院	同

北海道告示第626号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第19条の2第1項の規定により、更生医療を担当させる医療機関を次のとおり指定した。

平成15年4月11日

名 称	所 在 地	担当すべき 医療の種類	指定年月日
総合病院北見赤十字病院	北見市北6条東2丁目1	形成外科に関する医療	平成15. 4. 1
礼文町国民健康保険船泊診療所	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ413番地	腎臓に関する医療	同
三笠薬局榊調剤店	三笠市榊町463番地2	—	同

北海道知事 堀 達也

有限会社あおば調剤薬局	稚内市栄1丁目44番1号	—	同
アップル調剤薬局	壮瞥町字滝之町248番地24	—	同

北海道告示第627号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、北海道立工業技術センターの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料及び手数料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 受託者の名称 財団法人函館地域産業振興財団
- 2 所在地 函館市桔梗町379番地

北海道告示第628号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年8月11日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ旭川店
旭川市永山3条4丁目1番3号
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ゼビオ株式会社 代表取締役社長 諸橋 友良
福島県郡山市朝日3丁目7番35号
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役社長 諸橋 廷蔵
(変更後) 代表取締役社長 諸橋 友良
 - (4) 変更の年月日
平成15年2月27日

(5) 変更する理由
新たに代表者を選任したため

2 届出年月日
平成15年3月31日

3 届出書等の縦覧
(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道上川支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間
平成15年4月11日(金)から8月11日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間
午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第629号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第7項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出を変更する旨の届出があった。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ旭川店
旭川市永山3条4丁目1番3号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ゼビオ株式会社 代表取締役社長 諸橋 友良
福島県郡山市朝日3丁目7番35号

(3) 変更しようとする事項
駐車場の収容台数
(変更前)118台
(変更後)午前9時から午後9時まで 118台
午後9時から午前5時30分まで 100台

(4) 変更する理由
周辺地域の生活環境に配慮し、夜間における駐車場騒音(ドア開閉音)が近隣の住宅に与える影響を低減するため。

2 届出年月日
平成15年3月31日

3 届出書等の縦覧
(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道上川支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間
平成15年4月11日(金)から8月11日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間
午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第630号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次の肥料を登録した。
平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者			登録年月日
					名	称	住所	
北海道 第2851号	魚かす粉末	8.0魚かす粉末肥料	窒素全量 8.0 りん酸全量 5.0	該当なし	株式会社カタクラフーズ	稚内市はまなす4丁目9番12号	平成15. 4. 2	
北海道 第2852号	同	9.0カタクラ魚かす 粉末肥料2号	窒素全量 9.0 りん酸全量 3.0	同	同	同	同	

北海道告示第631号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の

規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年4月11日に一般競争入札の公告を行う北海道農政部の複写サービスの供給に係る契約
- (2) 資 格 北海道農政部の複写サービスの供給の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 北海道農政部に係る複写サービスの供給

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年4月11日において引き続き2年以上その供給事業を営んでいること。
- (6) 北海道農政部に係る複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年4月11日から17日までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道農政部農政課
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請

(1) 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第632号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

- ア 北海道農政部の複写サービスの供給
デジタル複写機（白黒） 12台
- イ 北海道農政部の複写サービスの供給

- デジタル複写機（カラー） 1台
- ウ 北海道農政部の複写サービスの供給
デジタル複写機（白黒・ファックス機能付き） 11台
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成15年5月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 履行場所 別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成15年北海道告示第631号に規定する複写サービスの供給に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部大会議室
- (2) 入札日時 平成15年4月22日（火）午前9時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
入札保証金は免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部農政課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便又は電報による入札
認めないものとする。
- 8 落札者の決定方法
1の(1)のアからウまでそれぞれの複写サービスごとに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた各予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札価格（単価）にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要

- 10 その他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き相当価格（単価及び入札総価額）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 北海道農政部農政課
- イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 125
- (4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第633号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
消毒用エタノールほか全11点（別表のとおり）
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 平成15年5月9日
- (4) 納入場所 別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 薬事法（昭和35年法律145号）に基づく動物用医薬品一般販売業の許可を受けていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする

者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年4月11日から18日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部農政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道赤れんが庁舎1階5号会議室

(2) 入札日時 平成15年4月25日 午前10時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納入すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道農政部農政課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 126

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

別 表

	物 品 の 名 称 等	数 量	単 位
1	消毒用エタノール (16ℓ)	46	缶
2	消毒用エタノール (500ml)	130	本
3	ホルマリン (特級500g)	80	本
4	生石灰 (20kg)	165	袋
5	オルソ剤 (500ml)	10	本
6	逆性石鹼 (1ℓ)	175	本
7	ヨードホール剤 (500g)	2	本
8	次亜塩素酸ナトリウム (1kg×10個)	79	箱
9	次亜塩素酸ナトリウム (5kg)	72	箱
10	メタノール (特級500g)	38	本
11	エタノール (特級500g)	250	本

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

成果の名称	調査を行った者	調査を行った地域	調査を行った期間	認証年月日
羽幌町 地籍図・地籍簿	苫前郡 羽幌町	汐見	平成12年5月25日から 平成14年12月9日まで	平成15. 4. 4
幌延町 地籍図・地籍簿	天塩郡 幌延町	字浜里の一部	平成11年4月14日から 平成15年2月17日まで	同
鶴居村 地籍図・地籍簿	阿寒郡 鶴居村	字幌呂、幌 呂原野、温 根内、アト コシヤラカ の各一部	平成12年5月25日から 平成15年2月10日まで	同

北海道告示第635号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南美原土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成15. 3.31	理事	宮崎 英治	江別市美原1086番地
同	同	同	齋藤 孝史	石狩郡新篠津村第39線南49番地
同	同	同	五十嵐 登	江別市美原1325番地
同	同	同	山田 敏夫	同 美原951番地
同	同	同	正木 利行	同 篠津546番地の6
同	同	監事	竹内 勝宣	同 篠津787番地の1
同	同	同	齋藤 君廣	石狩郡新篠津村第38線南54番地
退任	同 15. 3.30	理事	正木 勝夫	江別市篠津356番地
同	同	同	宮崎 英治	同 美原1086番地
同	同	同	北川 敬	同 美原795番地
同	同	同	保倉 清	同 美原1439番地の2
同	同	同	齋藤 君廣	石狩郡新篠津村第38線南54番地
同	同	同	本田 慶市	江別市美原1258番地

同	同	同	齋藤 孝史	石狩郡新篠津村第39線南49番地
同	同	監事	竹内 勝宣	江別市篠津787番地の1
同	同	同	山田 敏夫	同 美原951番地

北海道告示第636号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年3月31日、上ノ国土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第637号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成15年4月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

地区名	事業の種類	縦覧場所
厚南第1	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用排水)	北海道胆振支庁
伏古第4	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ、土層改良)	北海道十勝支庁
上佐幌	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農業用排水、暗きよ、土層改良)	同

北海道告示第638号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年4月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

地区名	事業の種類	縦覧場所
朝日	農地保全整備 (農地保全)	北海道上川支庁
富島	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用排水、暗きよ)	同
共睦	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、暗きよ)	同
松岡	土地改良総合整備 [一般型] (農業用排水、暗きよ、客土)	同

水 沢 畑地帯総合整備 [担い手育成型] (区画整理、暗きよ、 北海道上川支庁 土層改良)

北海道告示第639号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

同意年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平成15. 3.31	深 川 市	沼 田	維持管理
同	妹 背 牛 町	同	同
同	秩 父 別 町	同	同
同	北 竜 町	同	同
同	沼 田 町	同	同
同	網 走 市	西網走	同

北海道告示第640号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
歌 登 町	本幌別	災害復旧（農業用施設）	平成14. 7.17
同	大 奮	同	同 14. 7. 1

北海道告示第641号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	完了年月日
北 武 佐	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農道)	平成15. 3.10
同	同 (農業用排水)	同 14. 1.18

北海道告示第642号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正する。その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農村計画課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

- 昭和45年北海道告示第703号の一部を次のように改正する。
帯広地域の事項中「平成13年北海道告示第563号」を「平成15年北海道告示第499号」に改め、音更地域の事項中「平成12年北海道告示第569号」を「平成15年北海道告示第499号」に改める。
- 昭和45年北海道告示第2678号の一部を次のように改正する。
七飯地域の事項中「平成14年北海道告示第630号」を「平成15年北海道告示第499号」に改める。
- 昭和46年北海道告示第2814号の一部を次のように改正する。
上磯地域の事項中「平成14年北海道告示第630号」を「平成15年北海道告示第499号」に改める。
- 昭和47年北海道告示第3389号の一部を次のように改正する。
函館地域の事項中「平成11年北海道告示第1054号」を「平成15年北海道告示第499号」に改める。
- 昭和48年北海道告示第3341号の一部を次のように改正する。
釧路町地域の事項中「平成3年北海道告示第664号」を「平成15年北海道告示第499号」に改める。

北海道告示第643号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 落札に係る物品等の名称 船舶用燃料及び潤滑油

ア	A重油	J I S 1種2号	1ℓ当たりの単価
イ	軽油	J I S 2号	1ℓ当たりの単価
ウ	潤滑油		
	(ア)	シェルリムラF B30又は同等品	1ℓ当たりの単価
	(イ)	シェルリムラF B40又は同等品	1ℓ当たりの単価
	(ウ)	シェルロテラS X40又は同等品	1ℓ当たりの単価
 - 数 量 調達予定数量

- ア A重油 J I S 1種2号 1,418,000 ℓ
- イ 軽油 J I S 2号 913,000 ℓ
- ウ 潤滑油
 - (ア) シェルリムラF B30又は同等品 20,500 ℓ
 - (イ) シェルリムラF B40又は同等品 8,300 ℓ
 - (ウ) シェルロテラS X40又は同等品 6,100 ℓ
- 2 落札を決定した日
平成15年3月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 河辺石油株式会社 代表取締役 河辺 舜一
 - (2) 住所 小樽市稲穂2丁目19番8号
- 4 落札金額
 - (1) A重油 J I S 1種2号 1 ℓ当たりの単価 38円
 - (2) 軽油 J I S 2号 1 ℓ当たりの単価 82.5円
 - (3) 潤滑油
 - ア シェルリムラF B30又は同等品 1 ℓ当たりの単価 395円
 - イ シェルリムラF B40又は同等品 1 ℓ当たりの単価 395円
 - ウ シェルロテラS X40又は同等品 1 ℓ当たりの単価 395円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成15年北海道告示第183号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道水産林務部資源管理課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第644号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 保安林の所在場所 浦河郡浦河町字野深540の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第645号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡士幌町字士幌168の53・168の54（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡士幌町字士幌168の68（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡上士幌町字居辺207（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第646号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更に 幌泉郡えりも町字目黒54（次の図に示す部分に限る。）
係る保安林の所在場所
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 指定施業要件の変更に 幌泉郡えりも町字目黒54（次の図に示す部分に限る。）
係る保安林の所在場所
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高

支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第647号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成15年度北海道土木工事設計積算電算システム及び
入札契約総合管理システム運用業務
契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日
- 随意契約の相手方を決定した日
平成15年4月1日
- 随意契約相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地
- 随意契約に係る契約金額
120,960,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道建設部建設管理室技術管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第648号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

- 入札に付する事項
(1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ 11台
プリンタ 1台

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成15年6月2日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年5月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所 北海道建設部建築整備室建築課
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入した賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建築整備室計画管理課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁9階建設部建築整備室入札室
- (2) 入札日時 平成15年4月30日 午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
入札保証金は免除する。
- 6 郵便又は電報による入札
認めないものとする。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建築整備室計画管理課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
- (1) 提出期限 平成15年4月23日

- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建築整備室計画管理課
- 11 その他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等における消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 北海道建設部建築整備室計画管理課
- イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 29-862
- (4) 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。
- (5) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第649号

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量(管内河川縦横断面図作成)
- 2 作業期間 平成15年4月15日から11月20日まで
- 3 作業地域 砂川市、滝川市、深川市、月形町、北村、新十津川町、妹背牛町、雨竜町、北竜町、沼田町、秩父別町及び幌加内町

北海道告示第650号

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（座標値変換）
- 2 作業期間 平成14年11月20日から平成15年2月28日まで
- 3 作業地域 札幌市、石狩市及び江別市ほか

北海道告示第651号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路線名 礼文町道浜中西上泊線
- 2 工事区間 礼文町大字船泊村字大沢518番4地先から
礼文町大字船泊村字西大沢国有林159林班ホ小班まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事開始の日 平成15年5月8日

北海道告示第652号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 路線名 東川町道勇駒別温泉道路
- (2) 工事区間 ア 上川郡東川町字忠別道有林108林班地先から
上川郡東川町字忠別道有林108林班地先まで
イ 上川郡東川町1046番5地先から
上川郡東川町1418番地先（河川敷地）まで
- (3) 工事の種類 改築
- (4) 工事開始の日 平成15年5月1日

- 2(1) 路線名 美瑛町道中宇莫別明治線
- (2) 工事区間 上川郡美瑛町字ウバクベツ753番354地先から

上川郡美瑛町字ウバクベツ8815地先まで

- (3) 工事の種類 改築
- (4) 工事開始の日 平成15年5月12日

- 3(1) 路線名 津別町道250号線
- (2) 工事区間 ア 網走郡津別町字共和244番7地先から
網走郡津別町字美都538番地先まで
イ 網走郡津別町字美都52番3地先から
網走郡津別町字美都154番1地先まで
- (3) 工事の種類 改築
- (4) 工事開始の日 平成15年4月28日

北海道告示第653号

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定による村道の工事を次のとおり開始する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路線名 島牧村道賀老高原通線
- 2 工事区間 島牧郡島牧村字江の島561番1地先から
島牧郡島牧村字賀老62番4地先まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事開始の日 平成15年4月25日

北海道告示第654号

半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路線名 余市町道浜中入舟線
- 2 工事区間 余市郡余市町浜中町90番2地先から
余市郡余市町入舟町14番9地先まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事開始の日 平成15年4月28日

北海道告示第655号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道札幌土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 当別都市計画道路事業（3・3・1号 当別大通）
- 2 施行者の名称 北海道
- 3 事務所の所在地及び名称 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所
- 4 事業地の所在 収用の部分 北海道石狩郡当別町弥生地内

北海道告示第656号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道函館土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・408号 七飯駅前通、3・3・19号 放射1号線及び3・4・405号 高台通）
 - (2) 施行者の名称 北海道
 - (3) 事務所の所在地及び名称 函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所
 - (4) 事業地の所在 収用の部分 北海道亀田郡七飯町字本町及び鳴川町地内
- 2(1) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・405号 高台通及び3・4・409号 本町中央通）
 - (2) 施行者の名称 北海道
 - (3) 事務所の所在地及び名称 函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所
 - (4) 事業地の所在 収用の部分 北海道亀田郡七飯町字本町及び鳴川町地内

北海道告示第657号

都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 室蘭圏都市計画道路事業（3・4・114号 山下長和通）
- 2 施行者の名称 北海道
- 3 事務所の所在地及び名称 室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所
- 4 事業地の所在 収用の部分 平成14年北海道開発局告示第76号の事業地のうち伊達市館山下町及び長和町地内において事業地を変更する

北海道告示第658号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年4月11日

北海道知事 堀 達也

- 1 施行者の名称 江別市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画及び南幌都市計画下水道事業江別南幌公共下水道
- 3 事業の施行期間 昭和39年4月1日から平成18年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和46年北海道告示第1555号、昭和50年北海道告示第2369号、昭和54年北海道告示第2838号、昭和55年北海道告示第2996号、昭和57年北海道告示第660号、昭和58年北海道告示第995号、昭和61年北海道告示第1736号、昭和62年北海道告示第1455号、平成元年北海道告示第463号、平成2年北海道告示第1643号、平成4年北海道告示第1905号、平成6年北海道告示第149号、平成6年北海道告示第1311号、平成8年北海道告示第834号、平成9年北海道告示第1300号、平成11年北海道告示第1708号及び平成12年北海道告示第1293号の事業地のうち江別市大麻、大麻西町、大麻沢町及び文京台地内におい

て事業地を変更する。	
公 表	
<p>医療法人亀田病院労働組合 執行委員長 佐藤 勝から、平成15年3月31日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。</p> <p>平成15年4月11日 北海道知事 堀 達也</p>	
<p>1 事 件 (1) 賃上げ等の要求に関する係争 (2) 労働条件等の改善要求に関する係争 (3) その他の要求に関する係争</p> <p>2 日 時 平成15年4月14日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間</p> <p>3 場 所 次の事業所において、医療法人亀田病院労働組合の組合員が従事する全職場 医療法人亀田病院、医療法人亀田病院分院亀田北病院及び医療法人亀田病院介護老人保健施設グランドサン亀田</p> <p>4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。</p>	<p>(2) プロポーザルの特定基準</p> <p>ア 業務処理能力・取材行動力 過去の実績等</p> <p>イ データ収集・企画能力 データ収集及び企画の内容</p> <p>ウ パンフレット作成能力 作成するドライブマップの企画提案</p> <p>3 手続等</p> <p>(1) 担当部局 郵便番号 044 - 8588 倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁地域政策部地域政策観光課 電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 2175 ファクシミリ 0136 - 22 - 0948</p> <p>(2) 説明書の交付期間、場所及び方法</p> <p>ア 交付期間 平成15年4月11日（金）から18日（金）まで（土曜日及び日曜日は除く。ただし、郵送を希望する場合の期限は、4月15日（火）とする。）</p> <p>イ 交付場所 (1)に同じ。</p> <p>(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法</p> <p>ア 受領期限 平成15年4月18日（金）午後5時</p> <p>イ 提出場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。</p> <p>(4) プロポーザルの受領期限、提出場所及び方法</p> <p>ア 受領期限 平成15年4月28日（月）午後5時</p> <p>イ 提出場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法 持参すること。（土曜日及び日曜日は除く。受付時間は午前9時から午後5時まで）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 契約書作成の要否 要</p> <p>(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(4) 詳細は、プロポーザル説明書によること。</p>
支 庁 公 告	
<p>次のとおりプロポーザルの提出を要請する。</p> <p>平成15年4月11日 北海道後志支庁長 浴 山 正 久</p>	
<p>1 業務概要</p> <p>(1) 業 務 名 しりべし観光30ミリオン事業ドライブマップ作成業務</p> <p>(2) 業務内容 後志支庁管内の様々な観光情報を掲載したドライブ観光客誘致用の提案型のドライブマップを企画・編集の上、作成すること。</p> <p>(3) 履行期限 平成15年7月9日（水）</p> <p>2 参加資格及び特定基準</p> <p>(1) プロポーザルの提出者に要求される資格</p> <p>ア 道内業者又は道内に営業拠点を有する業者であること。</p> <p>イ 過去3年間に国、地方公共団体又はこれに準ずる公的性格の団体等の作成する後志管内2市町村以上の情報を掲載した広域観光パンフレットの企画・作成業務を受託した実績を有すること。</p>	

(5) プロポーザル提出要請書の送付
プロポーザル提出業者として選定された者にはプロポーザル提出要請書を送付し、選定されなかった者にはその旨通知する。

道 開 拓 記 念 館 告 示

北海道開拓記念館告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道開拓の村及び北海道開拓の村前駐車場の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月11日

北海道開拓記念館長 山 田 家 正

- 1 受託者の名称 財団法人北海道開拓の村
- 2 所 在 地 札幌市厚別区厚別町小野幌50番地1

道 道 民 の 森 活 動 促 進 セ ン タ ー 告 示

北海道道民の森活動促進センター告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立道民の森の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月11日

北海道道民の森活動促進センター所長 富 長 光 彦

- 1 受託者の名称 財団法人北海道森林整備公社
- 2 所 在 地 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 北海道林業会館2階

道 札 幌 土 木 現 業 所 告 示

北海道札幌土木現業所告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立野幌総合運動公園の運動施設等の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月11日

北海道札幌土木現業所長 佐 藤 功

- 1 受託者の名称 財団法人 北海道体育文化協会
- 2 所 在 地 札幌市南区真駒内公園1番1号

北海道札幌土木現業所告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立真駒内公園屋内競技場及び屋外競技場の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの期間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月11日

北海道札幌土木現業所長 佐 藤 功

- 1 受託者の名称 財団法人 北海道体育文化協会
- 2 所 在 地 札幌市南区真駒内公園1番1号

北海道札幌土木現業所告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道子どもの国大型遊戯施設の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの期間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月11日

北海道札幌土木現業所長 佐 藤 功

- 1 受託者の名称 財団法人 北海道子どもの国協会
- 2 所 在 地 砂川市北光401番1号

道 網 走 土 木 現 業 所 告 示

北海道網走土木現業所告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立オホーツク公園のオートキャンプ場の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月11日

北海道網走土木現業所長 猪 俣 茂 樹

- 1 受託者の名称 財団法人北方文化振興協会
- 2 所 在 地 網走市潮見309番地1

道 教 育 庁 根 室 教 育 局 告 示

北海道教育庁根室教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年4月11日

北海道教育庁根室教育局長 青 木 良 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ 一式 74（32、42）台（普通科）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成15年6月2日（月）
- (4) 契 約 期 間 平成15年6月2日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年5月29日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (5) 納 入 場 所 北海道標津高等学校及び北海道羅臼高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年4月11日から23日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 087 - 8588 北海道根室市常盤町3丁目28番地
北海道教育庁根室教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

郵便番号 087 - 8588 北海道根室市常盤町3丁目28番地
北海道教育庁根室教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道根室市常盤町3丁目28番地
北海道根室支庁3階北海道根室支庁大会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年5月12日（月）午後2時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道根室市常盤町3丁目28番地
北海道教育庁根室教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁根室教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 087 - 8588 北海道根室市常盤町3丁目28番地

電話番号 0153 - 23 - 6131 内線 3115

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第50号

平成14年11月10日執行の旭川市長選挙における選挙の効力及び当選の効力につき、審査申立人佐々木博一から申立てのあった審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

平成15年4月11日

北海道選挙管理委員会委員長職務代理者 永井 信
裁 決 書

北海道旭川市神居5条12丁目1-3-5506

審査申立人 佐々木 博一

上記審査申立人から平成15年1月8日付けで提起された平成14年11月10日執行の旭川市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成14年11月10日執行の旭川市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関し、北海道旭川市豊岡12条7丁目6番6号甲斐啓二が旭川市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に行った異議の申出について、市委員会は同年12月19日付けをもって棄却する旨の決定をしたので、これを不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙及び当選人菅原功一の当選を無効とする旨の裁決を求めるといものである。

その理由を要約すると、次のとおりである。

第1 選挙無効の申立理由

本件選挙終了後に発覚した選挙違反事件において、旭川市助役中村忠及び同市水道事業管理者藤井英規の両名が逮捕された。

この選挙違反事件は、中村忠及び藤井英規が本件選挙前に740枚の菅原功一旭川市長後援会入会申込書を部下に配ったものであり、本件選挙の次点者との票差が227票しかないことを考えるまでもなく、この行為が選挙の公正性を損なわせ、有権者の民意を歪曲したことは明白であり、本件選挙の結果に異動を及ぼすことは明らかである。

第2 当選無効の申立理由

1 甲斐啓二が11月25日付けで行った異議の申出について、市委員会は12月19日付けで棄却する旨の決定をしたが、その決定書の決定理由第2（当選無効の申出に対する決定理由）は、当事者名（水道局事業部次長）を明らかにしているにも関わらず当事者に対する聞き取りを行っていない。

また、開票の順序と確認の手順を述べているのみで、当事者にかかる疑義を晴らす理由にはなっていない。

さらに、開票の再調査について具体的な拒否理由が明記されていない。

以上を総合して、市委員会における棄却の決定理由は、調査の過程、説明の正確性において不十分であり、当選を無効として開票の再集計を求める。

2 市民は開票の正当性に大きな不信と疑問を抱いており、総投票数と選挙人名簿の投票受け付け数の調査もあわせて求めるものである。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査申立を受理し、市委員会から弁明書及び関係書類を、申立人から反論書を徴し、さらに、開票及び選挙会の事務が行われた場所の検証を行い、慎重に審理した。

第1 選挙の効力について

およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反することがあり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくても、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果についてあるいは異なった結果が生ずる可能性のある場合をいうものとされている。」（昭和29年9月24日最高裁判決）とされている。

以下、このような観点から、申立人の主張について、判断する。

申立人の主張する選挙運動の違反行為については、その存否は刑事裁判手続において確定されるべきものと考えが、仮に申立人の主張するような事実が存在するとしても、それは選挙の取締ないしは罰則規定に違反する行為であり、法第205条にいう「選挙の規定に違反する」ことには含まれない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違反行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものでないと解されているからである。

また、こうした違法行為が全般的かつ組織的に行われて、本件選挙が行われた全地域にわたり選挙人の自由かつ公正な投票が期待できなかったというような特段の事態も認められない。

よって、申立人の主張は認められない。

第2 当選の効力について

およそ当選の効力に関する争訟は、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、当選人の決定が違法であること、すなわち、①当選人を決定した機関の構成若しくは決定手続きに違法があること、②各候補者の有効得票数の算定に違法があること、③当選人となり得る資格の有無の判定について違法があることなどを主張して争うものとされている（昭和28年2月17日東京高裁判決）。

以下、このような観点から、当委員会は本件選挙における開票及び選挙会事務等について、投票録及び選挙録等の関係書類により調査した。

(1) 投票用紙の残枚数は、投票用紙発注書及び投票録等により確認したところ、投票用紙の作成枚数から交付枚数等を差し引いた数と一致している。

(2) 開票及び選挙会の事務は、平成14年11月10日旭川市総合体育館において、次のとおり行われている。

① 選挙長の開票宣言により投票箱を開き、開披台において混合したのち、記号式投票と自書式投票の別に区分し、さらに、明らかに有効と認められる投票（以下「完全有効票」という。）、疑問票、白紙投票及び点字投票（以下「疑問票等」という。）に分類している。

② 完全有効票については、候補者別に分類して点検係に、疑問票等は疑問票審査係に回付している。

③ 点検係は、回付された完全有効票について、2人一組となって同一の票をそれぞれが点検の上、計数係に回付している。

なお、点検係で生じた疑問票等については、疑問票審査係に回付している。

④ 計数係は、候補者別の完全有効票束に他の候補者の有効投票が混入されていないか確認の上、2台の計数機で枚数確認し、100票束毎に仮点検票を付し、結束係に

回付している。

⑤ 結束係は、回付された候補者別の完全有効票を確認の上、500票束にまとめ、有効投票点検票を付し、選挙立会人に回付している。

⑥ 疑問票審査係は、回付された疑問票等について、2人一組となって同一の票をそれぞれが有効及び無効の判定を行い、完全有効票のみを計数係に回付している。

⑦ 疑問票審査係で完全有効票とならなかった投票については、疑問票審査総括5人と協議の上判定し、白紙投票を含めて有効投票及び無効投票に区分し、それぞれに点検票を付して選挙立会人に回付している。

また、点字投票についても同様に選挙立会人に回付している。

⑧ 選挙立会人は、回付された有効投票及び無効投票の投票の効力を点検し、選挙長に回付している。

⑨ 選挙長は、回付された有効投票及び無効投票の投票の効力を決定し、集計係に回付している。

⑩ 集計係は、回付された有効投票及び無効投票に付されている点検票により、候補者別の得票数等を計算の上、集計している。

⑪ 集計を終了した投票は、投票整理係が有効投票は候補者別に、無効投票は無効事由別に分類して、会場内にある投票積載台に保管している。

⑫ 投票の点検がすべて終了した投票は、有効投票及び無効投票に区分し、それぞれ別のダンボール箱に入れ、選挙立会人及び選挙長が封印している。

⑬ 選挙録については、開票及び選挙の結果等が記載され、選挙立会人及び選挙長が署名している。

(3) このように、本件選挙の開票及び選挙会事務は、点検係、計数係、結束係、疑問票審査係、選挙立会人、選挙長及び集計係と何重にもその内容を点検し、確認していることが認められた。

以上のことから、本件選挙の開票及び選挙会事務は適正に執行されたものと認めることが相当である。

したがって、申立人が主張する、選挙違反事件により逮捕された市水道事業管理者の部下が、本件選挙における疑問票審査総括の事務に従事したことは事実であるが、その者が疑問票審査事務に従事したことをもって、選挙の結果に影響を及ぼすとは認められない。

また、申立人は、本件選挙に係る異議の申出について、市委員会が行った審理が不十分であると主張するが、そもそも異議申し出の審査は、職権審理主義に基づいて行われるものであることから、その審理における手段、方法等は法令に定めるところを除き、市委員会の裁量の範疇に属するものであって、単に審理の方法又は不適を指摘する申立人の主張は認められない。

